## 平成28年度 4月定例教育委員会 会 議 録

◎ 開催日時 平成28年4月28日(木)午後3時00分~4時00分

◎ 場 所 富田林市役所 庁議室

◎ 出席委員

教 育 長	教育長職務 代 理 者	委員	委員	委 員
芝本 哲也	阪井 千鶴子	益田 耕吉	仲野 務	山元 直美

## ◎事務局

山本	嘉田	山本	植野	西田
教育総務課長	教育総務部長	生涯学習部長	教育総務部付	教育総務部
			部長兼	次長兼
			教育指導室長	学校給食課長
古村	祐村	房田	室井	尾谷
教育総務部	生涯学習部	生涯学習部	中央公民館長	中央図書館長
次長代理兼	理事兼	次長代理兼	兼東公民館長	
教育指導室次長	生涯学習課長	文化財課長	兼金剛公民館長	
上田				
金剛図書館長				
				(書記)小島
				教育総務課長代理

## 平成28年度 4月定例教育委員会会議録

平成 28 年 4 月 28(木)

開会:午後3時00分 閉会:午後4時00分

山本教育総務課長

それでは、平成 28 年度 4 月定例会議に入ります前に事務連絡から始めさせていただきます。次回の定例会議の日程でございますが、5 月 26 日 (木) 午後 4 時 30 分から、富田林市役所庁議室での開会を予定しております。では、本日の議事日程をご説明させていただきます。

《別紙、議事日程を説明》

それでは、教育長開会をお願いいたします。

芝本教育長

会議を開会する前に、提案として、このたび熊本大地震でお亡くなりになられた方、また、被災された方が多数おられるなか、我々は一日も早い復興を祈っているわけでございますが、亡くなられた方のご冥福をお祈りして、黙とうしたいと思いますのでご起立をお願いいたします。黙とう。ありがとうございました。ご着席ください。それでは、平成 28 年度 4 月定例教育委員会会議を開会いたします。それでは、「日程第 1. 会議録署名委員の指名について」、今月は、山元委員よろしくお願いいたします。

山元委員

わかりました。

芝本教育長

続いて、「日程第 2. 会議録の承認」、先月 3 月定例教育委員会会議の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はございませんか。特に無いようなので、会議録については、承認とさせていただきます。それでは、「日程第 3. 教育長報告」に移ります。今月は、2 件の報告があります。まず、報告第 1 号「教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について」ですが、今月は、「新たに承認申請のあった行事」がございませんので、特に説明はございませんが、何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようなので、続いて、報告第 2 号「富田林市富田林伝統的建造物群保存地区保存対策及び見直し調査」に伴う住民意向調査結果報告について、文化財課から報告をお願いします。

房田生涯学習部次長代理

それでは報告第 2 号について説明させていただきますが、お手元の資料に誤字等が見つかりましたので訂正をお願いいたします。2 ページの 1 行目、まちづくりに<u>お</u>ついて、<u>お</u>、が誤字ですので削除をお願いします。同じく 2 ページの中段、5(1)※長く住み続けている町に対する自然に評価は、自然な評価に訂正をお願いします。最後に 4 ページ中段、12 番 3 行目の昭和戦線は、昭和戦前に訂正をお願いします。それでは、報告第 2 号「富田林市富田林伝統的建造物群保存地区保存対策及び見直し調査」に伴う住民意向調査(アンケート調査)の結果がまとまりましたので、報告をさせていただきます。委員の皆様には本報告書 4 ページ下段の地図をご参照ください。この調査は、富田林寺内町地区約 13.1 ha のうち伝統的建造物群保存地区の指定区域が、指定区の都市計画道路との関係から約 11.2 ha となっておりましたが、平成 25 年大阪府内都市計画道路の見直しにより、富田林寺内町を通る都市計画道路が廃止されたことにより、未指定の約 2.1 ha を追加で地区指定するにあたり、基礎資料とするため、伝建審議会での意見も踏まえながら、地元協力を得るため、富田林町町総代会と調整を

行い、「住民意向調査アンケート」を富田林町町総代会の協力のもと、実施させてい ただきました。伝建審議会で報告し、富田林町町総代会でも報告させていただいてお ります。それでは、報告書の概要について、簡単に報告させていただきます。議案書 の報告第2号1ページ目、「調査概要」についてですが、1番の「調査目的」としま して、先程ご説明しました、28年度からの伝統的建造物群保存地区保存対策及び見直 し調査を行うにあたりまして、現時点での住民の皆様方の意向を明らかにして、今後 の町並み保存の基礎資料とすることを目的としたアンケート調査でございます。次に2 「調査対象」についてですが、現在、伝建地区になっております 11.2 ha と、新規で 追加を予定しております 2.1 ha の 13.3 ha の富田林寺内町地区を対象に、地区内に居 住、または営業する世帯及び、建物を所有する人に対してアンケート調査を実施して おります。3「調査方法」といたしましては、地区内の住民などに対しましては、富田 林町町総代会の皆様方のご協力を得まして、手配りによる配布及び回収を行いました。 地区外の建物所有者に対しましては、委託業者により郵送、または手配りによる配布、 回収を行っております。4「調査期間」といたしましては、富田林町町総代会によるア ンケートの配布、回収が、平成 27 年 11 月 24 日から 12 月 18 日までの約 3 週間、委 託業者による郵送、配布、回収が、平成 28 年 1 月 14 日から 1 月 25 日までの約 10 日 間で実施させていただきました。5「調査結果」といたしましては、合計配布数 379 票、合計回収数 322 票で回収率 84.9%となりました。次に、「調査項目」といたしま しては、8月の伝建審議会の意見も踏まえ、富田林町町総代会と調整させていただき、 (1)から(7)の大項目を中心に、全部で 18 の設問を設定させていただいております。そ の設問と結果を1ページ中段から5ページまでに、まとめさせていただきました。委 員の皆様には、本報告書では3ページから12ページまでが「調査資料」といたしまし て、実際に住民の皆様方に配布させていただきました資料となっております。その「ま とめと課題」につきまして、議案書の報告第2号の6ページ目に整理させていただい ていますので、簡単に説明させていただきます。「まとめと課題」としまして、9 項 目あげられます。(1)高齢化の急速な進展、といたしまして、住民全体が高齢化に進ん でいるため、高齢者の生活サポート、空家対策や若い家族を増やしつつ、コミュニテ ィーとしての弱体化を防ぐことが求められ、地域としての「見守り」も含めた共助コ ミュニティーの構築、(2)歴史ある建物の減少、といたしまして、「江戸時代から昭和 の戦前」までに建てられた建物が減少しており、「伝統的建造物」が消滅する傾向で もありますので、住生活向上と歴史ある建物の保存・継承の両立の在り方についての 共通認識の確立、(3)建物の改修ニーズ、といたしまして、「何らかの改善」まで含め るとかなりの必要性があり、伝建地区としての在り方を大切にしつつも、生活の場と しての建物改修へのきめ細やかな対応、(4)建物の使い方、賃貸の可能性、といたしま して、多くは、居住・営業用で使用されてはいますが、未利用空間が広がりつつあり、 「未利用者」情報の継続的な把握、良い方向に活用されるための取組み、(5)町並み・ まちづくりの評価、といたしまして、寺内町の変化については、何らかで良くなった とする意見が大多数を占め、比較的近年の取組みに高い評価が示されており、住民の 生活の質の向上につながる要素であり、今後とも生活の場としての町並み・まちづく りの継承・発展、(6)これからのまちづくりの課題、としまして、若い世代が住み続け

られる、高齢者が安心して住めるまちづくりに特に大きなニーズがあり、町並み保存 や魅力ある店舗など、寺内町としての町並みの質の向上、地域魅力の向上。「観光」 については質の良い来客など、内容次第ですが、前向きに捉えており、生活環境につ いては、これまでのまちづくり路線を引き続き進めつつ、何らかの交通対策、ソフト 対策による検討、(7)地域活動・施設については、まちづくり、地域活動については、 関心度は高いが、参加の有無について半々に分かれており、寺内町地区だけのことで はないが、関心はありつつ参加に抵抗のある人を、少しでも参加に促す工夫。また、 町会住民とコミュニケーションをはかる拠点施設の必要性については、必要とは思っ ているが、既存の公共施設を利用することでいいのではとの意見もあり、一定の制約 やバリアフリーの観点からも住民がより利用しやすい拠点施設の必要性については、 引き続き検討。(8)寺内町らしい町並み、町づくりの進め方については、保存の方向を 指示する意見が条件付きも含め大多数であり、町並み保存への住民意向は定着してい るが、まちづくりの進め方は、行政と住民の協働型を基本としつつ、専門家の参画に よる取組みの定着。(9)伝建地区の認識と地区拡大の意向としては、「伝建地区」がよ くわかっていない割合が多く、住民のみならず、地区以外に居住している土地・建物 所有者にも、伝建地区の区域や制度をより強く周知を図る。拡大にあたっては、「寺 内町」の歴史的意義を含めた伝建地区への理解を丁寧に説明し、理解を促す努力が必 要であるということで、以上がアンケート調査のまとめと課題なります。このことを 踏まえまして、富田林寺内町地区の拡大に向け、特に(9)伝建地区の認識と地区拡大意 向にも表れていますように、「よくわからない」方が多く、伝建地区の制度や寺内町 の歴史的意義など、富田林町町総代会や、まもりそだてる会などと調整を密に取りな がら、説明会やリーフレットなどで周知し、細やかな対応を行い、平成30年度を目標 に取り組んでいきたいと考えています。以上で簡単ですが、報告とさせていただきま す。

芝本教育長 ありがとうございました。他に何かご質問等はございませんか。私のほうから 2 ページの 5(1)96.4%は 95.4%の間違いではありませんか。

房田生涯学習部次長代理 そのとおりです。訂正をお願いします。

芝本教育長 他に何かご質問等はございませんか。

益 田 委 員 何回かこのアンケートにも出てきたのですが、古い木造の建築で比較的密集して建っているということで、火災という問題はどのように考えておられるのでしょうか。

原出推学習歌集代理 火災という問題につきましては、全国の伝建地区も同じような状況でございまして、 文化庁から防災対策ということで計画を立てなさいということで、消火栓や防火水槽 の計画について、着々と進めております。あと、自主防災会につきましても、各町会、 8 町会のすべてに自主防災会を作っていただき、訓練をさせていただいており対策に 取り組んでいます。

益 田 委 員 わかりました。ありがとうございます。

芝 本 教 育 長 他に何かご質問等はございませんか。

山 元 委 員 寺内町の方は、火災や地震のことで心配されていると思います。いつ自分の町で災害が起こるかわからないなか、今回、熊本のほうで災害が起きてしまいました。私は、 富田林市の都市計画審議会に出席させていただいているのですが、富田林自体は大規 模災害に備えて市街地の不燃化を進めており、今まで建ぺい率 60%以上のところも、 準防火地域に指定していこうと拡大しているところですが、「伝建地区は除く」と記載があったので、心配になり、担当課にお話を聞きましたら、「消防署とか地元消防団と十分に連携して総合的な防災システムが確立している」とご説明をいただき、少しほっとしました。火災報知器や消火栓・消火器など、ハード面、ソフト面とか充実させながら整備されている。そういうことが、心配されている方にもアピールされているのか、アンケートの中では見えてこなかったのですが、私が心配していること以上に色んなことに取り組んでいることを、住民の方に周知されているのかお聞きしたいのですが。

房田牛涯学習部次長代理

自主防災会が、すべて町会にありますので周知されています。また、お年寄りの方が多いので、そういう点では声掛けをしていただいています。熊本の方で大きな地震があり、全国的にも、国のほうでも、伝建地区でもう少し防災面でどうするか議論されていますので、そのあたりも踏まえて、検討していかなければならないと考えています。

山元委員

自分たちの地域に寺内町があることが、市民の財産であり誇りであると思い、調査を 見せていただきました。特に子供たちが、身近に伝建地区からたくさんのことを学べ るということは本当にありがたいことだと思い、この調査を見ながら、今後どうして いくべきなのかという、ひとつの指針になったと感じました。もう、2点お聞きした いのですが、1 点は空き店舗を利用した店舗が増加したとか、空き家の有効利用とい うことについてです。以前、世界遺産になった石見銀山にいったことがあるのですが、 その時に、ちょっと驚いたのが、世界遺産になったということで急速に町が変わって、 この地域の人ではないと思うような方がどんどん商売に入ってきて、町並みがあまり にも都会的になり、自分では戸惑ったことがありました。そういうことも含めて、寺 内町は今後、空き店舗や空き家を有効活用していくにあたり、何か、市とか伝建審議 会とか住民の方のなかで基準みたいなものがあるのでしょうか。もう 1 点は、伝建地 区にお住まいの方のアンケートの中では、プライバシーの侵害について、あまり書か れていなかったので、そういうお声はあるのかお聞きしたいのですが。以前、三重県 の亀山市の関宿や福井県の若狭町の熊川宿を訪ねた際に、「ここは日常生活を営んで いる方の地域なので、生活の邪魔にならないように」と何度も言われました。住民の 方は洗濯物を干すのも自由に干せないとか家の中や庭先を覗かれているような気がす るとか苦情が挙がっているとお聞きしたのですが、そういうプライバシーが守れてい ないという苦情が今回のアンケートの中には見受けられなかったので、そういうご意 見などはあるのでしょうか。

房田生涯学習部次長代理

最初のご質問につきましては、店舗が増えてきているということで、今のところ、空き店舗につきましては、地元の方で「LLP まちかど」という団体が作られており、何かされたい方との仲介をしていただいています。その中で、きちっとした基準はないのですが、派手なものは控えていただき、町並みに合うようなご商売の方をお願いしていただいています。あと、プライバシーの件につきましては、伝建地区としてスタートしたときは、山元委員がおっしゃられた関宿や熊川宿のように、プライバシーについて同じような意見をお聞きしましたが、住民の方に協力を得ながらイベントなど

させていただくことにより、最初は観光というものにすごく毛嫌いをされていた方も、 今は、来られる方の質にもよりますけれども、来ていただいても結構ですと、プライ バシーに関する意見は無くなってきています。

山元委員 ありがとうございました。

阪 井 委 員 18番ですが、意見のまとめについて、「どちらともいえない」43.8%の次に、設問9とクロス集計で「町並み保存」という方向性は賛同しつつ、「伝建地区」についての理解が十分浸透していないというまとめをされていますが、設問9「町並み保存」は賛成、かといって、どちらともいえないで自由記載というかたちになっていると思うところを、伝建地区についての理解が十分浸透していない、それをどちらともいえないと結び付けてまとめられる理由を教えていただきたいのですが。

原生涯学習歌長代理 「町並み保存」自体は良いことという総論、賛同はしているが、伝建地区になったときにどうなるかという制度のことについて、理解が十分にされていないということがあるので、これをしっかり理解していただきながら、この事業の拡大に向けて進めていかねばならないというまとめをさせていただいております。

阪 井 委 員 それは、自由記入欄に記入していただいている意見について、伝建地区についての理 解が十分ではない、と思われるような意見が出てきたということですか。

房田生涯学習部次長代理 そうですね。

阪 井 委 員 具体的に「理解が十分でないからそういう意見になった」のは、どういう意見がございますか。私が見た限りでは、伝建地区に対する理解が十分に浸透していないから反対もしくはどちらでもないと答えているのは、拝見してわかりませんでした。端的に言えば、理解だけの問題ではないと思ったのですが。

原性推学習歌長代理 アンケートの意見を読ませていただいた中で、町並み保存ということは良いこととい うのは分かるのだが、伝建地区という制約をしていくのはどうなのかということ自体 を理解されているのかなという意見がございましたので、こういう形で意見をまとめ させていただきました。

阪 井 委 員 今後は、「伝建地区の啓発活動を十分にすればもっと賛同が得られる」という理解で よろしいでしょうか。

房田生涯学習部次長代理 進めていかなければいけないということです。

阪 井 委 員 今まで伝統的建造物に力を入れてきて、かつ、アンケートの対象者の方も、ある意味、一般市民向けに実施しているアンケートでは無いので、それで、啓発活動を十分にすれば伝建地区に対する理解が浸透するというのは、やっぱりどうなのかと思います。むしろ、理解したうえでも賛同できないという方もいるのではないかと思ったので、果たして、伝建地区に対する理解が十分浸透していないから反対とは言い切れないのではないかと思ったのですが。

原生涯学習部次長代理 阪井委員がおっしゃったことも一理あると思います。今回は、伝建地区という名前は 分かっているのですが、細部まで理解されているのかなという意見がありましたので、 こういう形でまとめさせていただいています。

阪 井 委 員 わかりました。

芝 本 教 育 長 他に何かご質問等はございませんか。

仲 野 委 員 以前に、町総代の方から「興正寺で催しをするのに画鋲を使ったが、それは使っては

いけない、知らなかった」とお話を聞いたことがあります。伝建に賛成・反対とは話していませんでしたが、難しいところがあるという意見で、今回、どちらとも言えないと記入された方もいるのではと思いました。どちらとも言えないという 132 名の意見がありましたので。

房田生涯学習部次長代理

今の意見も聞いております。興正寺の場合は、伝建物ではなくて、重要文化財ですので、そういうお話がございました。伝建物に対しては画鋲を打ったらいけないということではございません。

仲野委員

私の感想として、1 ページの一番下の 2 番、寺内町全体としてどのように変わったかについて、「大変良くなった、まあまあ良くなった、少し良くなった」合わせて 85.1%の方が肯定的であるという結果が出ているということ、次ページの 5 番(1)寺内町への思いで 95.4%が「好きだ、好きでも嫌いでもない」と回答しており、嫌いだは 0.6%で、アスタリスクで書いていただいていますが、その町が好きだという自然な評価が出ているということ。ところが、18 番の次、好きなことを書いてくださいという意見では、私たちが頂いた冊子では 63 ページからですが、厳しい意見というか、行政に対する意見、シビアな意見もいただいています。好きやけどもっとよくしてほしいという思いというか、自分たちの町に対する愛情・熱情がすごくあり、大好きだけどもっとこうしてほしいという熱い思いが伝わってきます。逆を言えば、以前から、予算のない中、こつこつと頑張ってきた結果が、良くなったとか好きだという、こういう数値に表れていると思いました。

芝本教育長

他に何かご質問等はございませんか。私の方から、報告だけでは読み取れない部分も あるかと思いますが、本市西部にお住まいの方を寺内町にどう集めるかということを、 先日、別の会議で話題になっていたのですが、今後の戦略というか、あれば教えてい ただきたいのですが。

房田牛涯学習部次長代理

今回、配布しました「きらめきファクトリー」における展示もそうですが、展示する ものを金剛地区の方でも行っていきたいと、実際に来て見ていただけるような啓発活 動を文化財課として、今後は地道に進めていきたいと考えています。

芝本教育長

ありがとうございます。せっかく良い伝建物がありますので、知られていくことで更に良くなるのではないかと思います。他に何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、続いて、日程第 4、「富田林市教育委員会の議決を経るべき議案」についてに移ります。今回は、5 件の案件があります。まず、議案第 1 号「富田林市余裕教室有効活用検討委員会設置要綱の制定」について、教育総務課から説明をお願いします。

山本教育総務課長

それでは、議案第 1 号「富田林市余裕教室有効活用検討委員会設置要綱の制定」につきまして、提案の理由ならびに内容のご説明を申し上げます。まず、提案の理由でございますが、平成 26 年 6 月に策定させていただいた余裕教室活用指針に基づきまして、市立小中学校に生じた余裕教室の活用について検討するために、委員会を設置するものです。その内容としましては、第 1 条におきまして委員会の設置を定め、第 2 条では職務としまして、学校教育上必要とする活用に関する事項、2 つ目として余裕教室活用指針における学校教育以外で優先的に活用を図る事項、3 つ目として、前 2 号のほか、地域等で有効活用を図る事項について検討を行うこととしております。第 3 条

では組織としまして、委員は 15 人以内とし、委員長が必要と認める場合には、新たな委員の参加を求めることができるものとしております。第 4 条では委員の任期を定め、第 5 条では、委員会の委員長と副委員長の規定を、第 6 条では、会議の方法を、第 7 条では委員の報酬及び費用弁償、第 8 条では委員会の庶務担当課を定めております。最後に第 9 条では、委任としてこの要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めることとしております。なお、附則といたしまして、この要綱は公布の日から施行するものとしております。以上で簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

芝本教育長 ありがとうございます。何かご質問等はございませんか。

仲 野 委 員 前にもあったと思うのですが。任期が終わったから新たに委員会を設置されるという ことでしょうか。

山本教育総務課長 前回、説明させていただいたのは、余裕教室活用指針を定めるときのもので、今回は、 それに基づきまして、各学校で空き教室などについて活用意向があれば委員会の会議 に図り活用方法について検討するということです。

仲野委員 わかりました。

芝本教育長 他に質問等はございませんか。

山 元 委 員 何年か前からこういう話が出ているのですが、動向としては、余裕教室の有効活用に ついて、要望がすごくあるのでしょうか。それともあまり変わらないのでしょうか。

山元委員 わかりました。

芝本教育長 他に質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第1号につきましては、議 案どおり議決されました。余裕教室の有効活用に向けて、学校とも協議のうえ取組み のほう、よろしくお願いいたします。次に議案第2号「富田林市公私立幼稚園連絡協 議会委員の委嘱・任命」について、教育指導室から説明をお願いします。

古村教育総務部队長代理 資料の議案第2号をご覧下さい。「富田林市公私立幼稚園連絡協議会委員の委嘱・任命」について説明させていただきます。富田林市立公私立幼稚園連絡協議会は、本市における公立・私立幼稚園の適正配置や、幼稚園教育に関する連絡調整を図り、幼児教育の振興に資することを目的として、年2回開催しています。このたびは、同協議会要綱第3条の規定により、委員の委嘱並びに任命をお願いするもので、任期は、平成28年5月1日から平成29年4月30日までの1年間でございます。なお、変更のあった委員には、お名前に網掛けをしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

芝本教育長 ありがとうございます。何かご質問等はございませんか。

阪 井 委 員 意見として、このあとの議案もそうですが「識見を有する者」に「元校長とか、元園 長」は制度の趣旨というか、識見者枠を作っている理由から見たときに、本当に適切 なのかという思いがあります。幼稚園連絡協議会でしたら、幼児教育をされている元 園長先生ではなく、現在教育関係をされている方が適任ではないでしょうか。結局の

ところ、公立幼稚園関係者と私立幼稚園関係者の枠内に収まっている気がします。ただ、人材確保が難しい事情もあると思いますので、元校長・園長先生が、現在どこかの大学で教えておられるとか、非常勤で勤務されているのであれば、そちらの肩書を選び、可能な限り第3者的な方を入れていただく方が良いと思います。また、将来的には、なるべく識見枠は元学校の先生とかではなく、違う方法で選んでいただけるようお願いします。特に3名も入っておられるので、よろしくお願いいたします。

古村教育総務部次長代理

おっしゃっていただいたとおり、人材の確保は難しいところでございますが、極力そのような方向で考えていくことを大事にしていきたいと思います。

阪井委員

よろしくお願いいたします。

芝本教育長

他に質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第2号につきましては、議案どおり議決されました。この協議会で公私立の幼稚園の情報交換を行ったり、課題の切磋琢磨を図っていただいて、本市の幼児教育の質をぜひとも高めていただきますようよろしくお願いいたします。次に議案第3号「富田林市小学校給食会理事の委嘱・任命」について、学校給食課から説明をお願いします。

西田教育総務部次長

それでは、議案第3号「富田林市小学校給食会理事の委嘱・任命」について、ご説明 をさせていただきます。本市では学校給食の運営にかかわる機関であります、「学校給 食会」を小学校と中学校で別々に組織しております。今回、議案とさせていただいて おりますのは、そのうちの「小学校給食会の理事の委嘱・任命」についてでございま す。富田林市小学校給食会設置要綱第4条の規定に基づきまして、平成27年度理事の 任期が、年度末の平成 28 年 3 月 31 日までとなっておりますので、このたび、4 月 1 日付けで名簿のとおり委嘱・任命させていただくご提案いたします。この人選は、4 月1日付けの人事異動などにより選任しておりますので、本日の会議に提案となった ものでございます。理事の方々にご出席いただく「小学校給食会理事会」が4月19日 に開催されており、すでにその会議の中で委嘱または任命をさせていただいておりま す。会議日程の関係上、教育委員会のご承認が前後するかたちとなりまして、大変申 し訳ございませんが、ご了承いただきますようお願い申し上げます。それでは、その 選任についてご説明させていただきます。まず、議案書の名簿順で選出区分の「第 1 号理事」は校長会代表でございますが、校長会からの推薦により選任された理事の方々 です。27 年度は 4 名でしたが、28 年度 5 名の推薦があり、新堂小学校の松島校長先 生、大伴小学校の阪口校長先生、錦郡小学校の奥野校長先生、川西小学校の松村校長 先生には新しくお入りいただきます。彼方小学校の大北校長先生は再任でございます。 次に「第2号理事」は、各学校の給食主任の先生の中から代表して選任されます。今 回、給食主任会で推薦していただいておりましたが、その給食主任の先生が 4 月の人 事異動で市外へ転勤されましたことから、現在、空白となっております。後任を推薦 いただき次第、任命する予定でございます。「第3号理事」は学校栄養教職員、いわゆ る学校栄養士の代表ですが、現在、本市の小学校給食には大阪府教育委員会から 4 人 の栄養士が配置されております。その中から前年度に引き続き、第一学校給食センタ ーに勤務いたします辻本栄養士に任命いたします。 次の 「第4号理事」 は、小学校 PTA の保護者代表の方にお願いしておりますが、まだ各学校では PTA の新年度の役員が決 まっておりませんので、当面は前年度の方に留任していただき、6 月頃とお聞きして

おりますが、新年度の役員が決まり次第、改めて市PTA連絡協議会から推薦をいただき、新しい方に委嘱させていただきたいと思います。続きまして「第5号理事」は識見を有する方ということで、本市において小中学校長を歴任され、学校給食の運営にも深く関わっていただいております北野康順さまに引き続きお願いをいたしております。最後に「第6号理事」は教育委員会事務局から、教育総務部、教育指導室、学校給食課の職員が務めさせていただいておりますが、嘉田部長及び植野部長は再任でございまして、塩野次長代理が異動されましたので、新しく古村次長代理にお入りいただき、土橋次長が退職されましたので、西田が入らせていただきます。以上でございます。よろしくお願いします。

芝本教育長

ありがとうございます。何かご質問等はございませんか。よろしいですか。そうしましたら、第2号の空白については、できるだけ早く決めてもらうようお願いいたします。また、理事会の意見を参考にしていただき、安全・安心な、おいしい給食を配給していただきますよう、よろしくお願いいたします。続いて議案第4号「富田林市中学校給食会理事の委嘱・任命」について、説明をお願いします。

西田教育総務部次長

それでは、議案第4号「富田林市中学校給食会理事の委嘱・任命」について、ご説明 させていただきます。中学校給食会は市立中学校において、生徒の健全な発達に資す るため、給食の円滑な実施を図る団体でメンバーは中学校校長や教頭ならびに給食担 当教職員、さらには PTA 代表、学識経験者、市教育委員会職員、行政担当者などで構 成されています。今回、中学校給食会設置要綱第3条の規定により、平成28年度の理 事を委嘱・任命するにあたり、議決をいただくものです。それでは議案書をご覧くだ さい。左側の氏名の欄が今年度の理事の方のお名前でございます。右側の欄には前年 度の理事の方のお名前を参考に掲げさせていただいております。まず、選出区分、第1 号理事は中学校校長会からの推薦によって、選ばれた理事で 4 名の方にご参加いただ きます。明治池中学校の水本校長先生は再任で、喜志中学校の河合校長先生、藤陽中 学校の西仲校長先生、葛城中学校の小野校長先生に新たにご参加いただきます。次に 第 2 号理事は、中学校教頭会からの推薦によって選ばれた理事の方で、喜志中学校の 木村教頭先生、第二中学校の森本教頭先生に新たにご参加いただきます。次に第3号 理事は栄養教諭と各学校からのご推薦いただきました、給食担当教職員の方々です。 次の第4号理事は各中学校PTAから推薦いただきました保護者代表の方々にお願いい たしております。なお、平成 28 年度 PTA 代表が 5 月の PTA 総会を経て、決定されま すことから、改めてその方々につきましては、5 月に議案として提出させていただき ます。続きまして、「第5号理事」は識見を有する方ということで、本市において小・ 中学校長を歴任され、今年度、小学校給食会理事にも選任されておられます、北野康 順さまにお願いをいたしております。次に「第6号から第9号理事」につきましては、 教育委員会事務局から、教育総務部、教育指導室、学校給食課の職員が務めさせてい ただくことになりまして、土橋次長の後任に西田が入らせていただき、そのほかの理 事の方は、27 年度に引き続き再任となっております。最後、「第 10 号理事」につきま しては、給食物資納入業者の選定の関係で、商工観光課の柳田課長にご参加いただき ます。理事の皆様には今年 1 年間、献立作成部会、物資購入部会、給食主任部会や物 資納入業者選定部会の 4 部会に分かれ、それぞれ活動していただくことになります。

以上で中学校給食会理事の委嘱・任命についての説明とさせていただきます。よろし くお願いします。

芝本教育長

ありがとうございます。何かご質問等はございませんか。私のほうから、西仲先生は 金剛中学校ですから訂正をお願いします。識見を有する北野先生について、先程のほ うは、元小・中学校校長となっておりますが、これは統一してください。また、阪井 教育長職務代理者から意見のありました識見を有する者について、北野先生も適切な 方ですが、元でない方が良いという意見も頂いておりますのでよろしくお願いします。

阪井委員

他に何か肩書をお持ちではないのですか。

西田教育総務部次長

存じておりません。

芝本教育長

また、そのあたりも考慮していただき、お願いいたします。他に何かご質問等はございませんか。よろしいですか。そうしましたら、議案第4号につきましても、議案どおり議決されました。この間、データを見ましたら、喫食率もかなり向上してきているということで、ありがとうございます。引き続き努力のほう、よろしくお願いいたします。では最後に、議案第5号「平成28年度・平成29年度文化振興基金審査委員会委員の委嘱・任命」について、生涯学習課より説明をお願いします。

祐村生涯学習部理事

それでは、議案第5号「平成28年度・平成29年度文化振興基金審査委員会委員の委嘱・任命」につきまして、ご説明申し上げます。富田林市文化振興基金収益金運用規則第4条に、助成金の交付について必要な事項を審査するため、「富田林市文化振興基金審査委員会を置く」と規定されております。委員の任期につきましては、平成28年3月31日に満了となっておりますことから、富田林市文化振興基金審査委員会規定の第2条によりまして、委嘱・任命を行うものでございます。議案書に記載の委員の任期につきましては、平成28年4月1日から平成30年3月31日の2年間でございます。なお、ご提案申し上げます5名の委員につきましては、いずれも再任をお願いするものです。以上、よろしくお願いいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。何かご質問等はございませんか。よろしいですか。そうしましたら、議案第5号につきましては、議案どおり議決されました。委員の皆様のご意見も受けて、市民文化のさらなる向上を進めてください。以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。本日の案件に対しまして、活発なご意見、ご質問をいただき、長時間のご審議ありがとうございました。これで、平成28年度4月の定例教育委員会会議を終了いたします。